

2011年11月10日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定による  
特定行政庁、建築主事等の事務に関することに係る  
コンピュータ処理について（答申）

2011年10月28日付けで諮問（第490号）された建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁、建築主事等の事務に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

建築指導課では、建築確認等申請業務及び証明業務について、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）による「建築確認支援システム」（以下「現行システム」という。）を利用している。このコンピュータ利用については、平成5年9月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第34号にて承認されている。

「現行システム」はサーバ及び端末を賃借し市内LANを構築して利用している。現在、ICBAは「現行システム」の後継として「建築行政共用データベースシステム」（以下「データベースシステム」という。）を開発し、平成22年4月から運用を開始し、全国の特定行政庁（建築主事を置き建築確認申請の審査などを行う地方公共団体の長）や指定確認検査機関（建築確認申請の審査や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関）で利用されている。神奈川県内では13の特定行政庁のうち7つで利

用されている。ICBAによる「現行システム」のサポートは平成24年度末までであり、賃借している機器も老朽化しているため、「データベースシステム」の導入を検討している。

このシステムはLGWAN-ASP（ソフトウェアをLGWAN回線を通じて顧客に提供するサービス形態。LGWAN『総合行政ネットワーク』とは地方公共団体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークのこと）として全国的に提供されている。つまり、各特定行政庁や指定確認検査機関と、拠点となるデータ管理センター（以下「総合管理センター」という。）とをLGWAN回線で結び、アプリケーションの利用やデータの通信及び管理を行う。このように「データベースシステム」を導入すると、システムの利用形態が【総合管理センター～LGWAN回線～情報系システム端末(建築指導課内)】へ変更される。そのため、当該業務を行うにあたりコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理を行う必要性について

現在、建築確認等に係る業務については、コンピュータを利用し、事務処理の省力化、効率化を図っている。平成22年度の主な実績件数は次のとおりである。

	確認申請	中間検査	完了検査	計画変更
建築物	2,447件	2,128件	2,389件	184件
工作物	54件	0件	49件	2件
昇降機	153件	0件	148件	0件

今後も迅速かつ的確に業務を執行していくにあたってはコンピュータの利用は必須で、「データベースシステム」を導入することが必要である。また、LGWAN-ASPを導入することのメリットは次のとおりである。まず機器について、サーバは総合管理センターに設置されており、一方、端末は既存の情報系システム端末を利用する。そのため、導入にあたり新たなサーバ及び端末の調達は不要である。運用においては機器、データ及びソフトウェアの維持管理の負担が軽減される。例えば、機器の耐用年数について配慮する必要がなく、また法律改正による様式変更に自動的に対応することができる。費用については機器調達に係る賃貸借契約の支払いがなくなり、全体として年間の支出額は低減される。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

建築確認等に係る業務について「データベースシステム」で取り扱う個人情報は次のとおりである。これらは、「現行システム」と同様であるが、「データベースシステム」導入に伴い「現行システム」で管理している平成7年度以

降のデータを「データベースシステム」へ移す。

ア 確認申請・中間検査・完了検査

(ア) 確認申請－建築物

- ・ 受付番号，確認済証番号，構造適判通知書番号，確認審査報告書番号，確認申請引受通知書番号
- ・ 申請者氏名
- ・ 建築主の氏名，住所，電話番号
- ・ 建築設備の設計に関し意見を聴いた者の氏名，勤務先，所在地，電話番号
- ・ 建築物名称
- ・ 建築物の地名地番，住居表示

(イ) 確認申請－工作物(法第88条第1項，法第88条第2項)

- ・ 受付番号，確認済証番号，構造適判通知書番号，確認審査報告書番号，確認申請引受通知書番号
- ・ 申請者氏名
- ・ 築造主の氏名，住所，電話番号
- ・ 敷地の地名地番，住居表示

(ウ) 確認申請－昇降機，昇降機以外の建築設備

- ・ 受付番号，確認済証番号，確認審査報告書番号，確認申請引受通知書番号
- ・ 申請者氏名
- ・ 設置者の氏名，住所，電話番号
- ・ 設置する建築物又は工作物の所在地，名称

(エ) 中間検査－建築物，工作物(法第88条第1項)，昇降機，昇降機以外の建築設備

- ・ 受付番号，確認済証番号，中間検査合格証番号，中間検査報告書番号，中間検査引受通知書番号
- ・ 申請者氏名
- ・ 建築主，築造主，設置者の氏名，住所，電話番号
- ・ 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者の氏名，勤務先，所在地，電話番号
- ・ 建築物名称
- ・ 地名地番，住居表示

(オ) 完了検査－建築物，工作物(法第88条第1項，法第88条第2項)，昇降機，昇降機以外の建築設備

- ・ 受付番号，確認済証番号，中間検査合格証番号，検査済証番号，完了検査報告書番号，完了検査引受通知書番号
- ・ 申請者氏名

- ・ 建築主，築造主，設置者の氏名，住所，電話番号
  - ・ 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者の氏名，勤務先，所在地，電話番号
  - ・ 建築物名称
  - ・ 地名地番，住居表示
- イ 定期報告－建築物，昇降機，遊戯施設，建築設備
- ・ 受付番号，確認済証番号，検査済証番号
  - ・ 報告者氏名
  - ・ 所有者の氏名，住所，電話番号
  - ・ 管理者の氏名，住所，電話番号，担当部署，担当者名
  - ・ 所在地，名称
- ウ 許可・認定・指定
- ・ 受付番号，許可・認定・指定通知書番号
  - ・ 申請者の氏名，住所，電話番号
  - ・ 敷地の地名地番，住居表示
- (4) コンピュータ処理の内容

「データベースシステム」は次の4つのシステムから構成される。

なお，イ，ウ，エは新規に搭載されるものである。

ア 台帳・帳簿登録閲覧システム(特定行政庁用)

「データベースシステム」の基幹であり，「現行システム」に代わるものとして次の業務に利用する。作成したデータは，総合管理センターのサーバに保存される。

- (ア) 建築主から受理した建築確認申請や指定確認検査機関からの報告に係る台帳の整備や保存（建築基準法第12条第7項，施行規則第6条の3）
- (イ) 建築確認・中間検査・完了検査申請の受付管理や審査状況管理，また確認済証等の各種文書発行
- (ウ) 建築基準法上の定期報告，許可，認定，指定に係るデータの登録
- (エ) 統計業務(法第16条統計)での利用や業務上必要なデータを抽出して活用

イ 建築士・事務所登録閲覧システム

建築士名簿，建築士事務所登録簿を照会することができ，建築確認等申請の審査時の資格の確認が正確，効率的に行われる。平成23年4月28日付け技術的助言(国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長)により，システムにて照会可能であれば建築確認・中間検査・完了検査申請における建築士免許証等の写しの提出を必要とせず，申請図書簡素化が図られる。

ウ 建築基準法令データベース

建築基準関係規定及び大臣認定（国土交通大臣が定める技術的基準に適合する旨の認定を受けた建築材料や防火設備等）図書を照会することができる。

建築基準法令データベースは改正履歴を参照することができるため、確認審査業務を効率的に行うことができる。また、平成22年5月26日付け技術的助言(国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長)により、システムにて確認可能であれば建築確認申請における大臣認定図書の提出を必要とせず、申請図書の簡素化が図られる。

#### エ 通知・報告配信システム

指定確認検査機関の通知・報告を電子データとして特定行政庁に送信するシステムである。特定行政庁は、その電子データを受信することで迅速に台帳の整備を行うことができる。ただし、現在は十分な体制が整っていないため、運用されていない。今後、当該システムの運用が開始される場合には、改めて諮問するものである。

#### (5) システムの機器構成

L G W A N回線で総合管理センターと、建築指導課の職員の情報系システム端末とを結び「データベースシステム」を利用する。

#### (6) 安全対策及び日常的な処理体制

##### ア L G W A N及びL G W A N－A S Pのセキュリティ事項

「L G W A Nにおけるセキュリティ基本方針」(総合行政ネットワーク基本要綱第2章第4節)には「機密性の確保、正確性の確保、均一性・均質性のあるセキュリティレベルの確保、行政情報資産の適正な管理、適正な権限の付与と責任の管理、組織間の連携及び協力、秘密保持義務、総合的なセキュリティ対策、監査、意識の啓蒙及び教育、法令の遵守」が規定されている。これらは、L G W A N－A S Pの遵守項目とされている。(総合行政ネットワークA S P登録及び接続資格審査要綱第3条)

##### イ 情報系システム端末のセキュリティ対策

建築指導課の職員はI T推進課が管理する情報系システム端末を利用する。端末利用にあたっては、指紋認証によるログインやシンクライアントシステムによるデータの外部出力制限など高水準のセキュリティが確保されている。

##### ウ 「データベースシステム」の契約及び運用における対策

I C B Aと「建築行政共用データベースシステム利用契約書」のとおり  
の契約を締結する。当該契約書において次の事項を規定する。

- (ア) 個人情報の取扱いについて第2条第8項及び第11条に規定する。
- (イ) 特に、第11条第2項の規定により、I C B A及び受託者(第2条第2項に規定する受託者)と「建築行政共用データベースシステムにおける個人情報の取扱いに関する業務委託契約書」のとおり  
の業務委託契約を締結する。
- (ウ) 「台帳・帳簿登録閲覧システム」の登録内容の利用については、第6条第3項により、他団体による閲覧、他団体からの照会  
はできないもの

とする。

また、技術的措置として、次の①～④の措置がとられる。

① 不正アクセスの排除に関する保護措置

建築指導課の職員には固有のユーザーIDとパスワードが付与され、次の措置がとられる。

- ・利用組織ごとにアクセス権限を制限
- ・外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置
- ・パスワードを画面に表示させない
- ・パスワードの誤入力が続く3回となった場合、当該ユーザーIDとパスワードではアクセス不可能となる

② 総合管理センターの運営に関する保護措置

- ・登録者以外の入退出拒否と入退出記録簿による入退出管理
- ・サーバ運転状況の常時監視

③ 他の利用者のデータに対する参照制限方法

全てのデータには利用者組織のIDがふられているため、利用者が参照できるデータは利用者組織のIDを持つデータのみとなる。

④ L G W A Nを利用することで高い通信機密性が確保されている。

エ 日常的な処理体制

建築指導課の職員は「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。また、利用契約書の利用規約第3条の規定により、パスワードの運用を適正に行う。

I C B Aでは「情報セキュリティ基本方針」を策定し、管理体制、従業者の義務、情報セキュリティ対策、監査の実施等について規定し、個人情報保護や適正な取扱いに努めている。

(7) 実施年月日

平成24年4月1日(試行は2ヶ月前から)

(8) 提出資料

ア 一般財団法人建築行政情報センターの概要

イ 個人情報取扱事務届出書

ウ 建築行政共用データベースシステム(構成概略)

エ 建築基準法関係条文(法第12条第7項、施行規則第6条の3)

オ 総合管理センター設置システムの構成イメージ

カ 建築行政共用データベースシステム利用契約書(案)

キ 建築行政共用データベースシステムにおける個人情報の取扱いに関する業務委託契約書(案)

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするもの

である。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について次のように述べている。

ア 現在、建築確認等に係る業務については、コンピュータを利用し、事務処理の省力化、効率化を図っているが、「現行システム」のサポートは平成24年度末までであり、賃借している機器も老朽化しており、今後も迅速かつ的確に業務を執行していくには、コンピュータの利用は必須で、「データベースシステム」を導入する必要がある。

イ LGWAN-ASPを導入することのメリットは次のとおりである。

(ア) 機器について、サーバは総合管理センターに設置されており、一方、端末は既存の情報系システム端末を利用する。そのため、導入にあたり新たなサーバ及び端末の調達は不要である。

(イ) 運用においては機器、データ及びソフトウェアの維持管理の負担が軽減される。例えば、機器の耐用年数について配慮する必要がなく、また法律改正による様式変更に自動的に対応することができる。

(ウ) 費用については機器調達に係る賃貸借契約の支払いがなくなり、全体として年間の支出額は低減される。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次のような安全措置を講じている。

ア LGWAN及びLGWAN-ASPのセキュリティ事項

「LGWANにおけるセキュリティ基本方針」（総合行政ネットワーク基本要綱第2章第4節）には「機密性の確保、正確性の確保、均一性・均質性のあるセキュリティレベルの確保、行政情報資産の適正な管理、適正な権限の付与と責任の管理、組織間の連携及び協力、秘密保持義務、総合的なセキュリティ対策、監査、意識の啓蒙及び教育、法令の遵守」が規定されている。これらは、LGWAN-ASPの遵守項目とされている。（総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要綱第3条）

イ 情報系システム端末のセキュリティ対策

建築指導課の職員はIT推進課が管理する情報系システム端末を利用する。端末利用にあたっては、指紋認証によるログインやシンクライアントシステムによるデータの外部出力制限など高水準のセキュリティが確保されている。

ウ 「データベースシステム」の契約及び運用における対策

ICBAと「建築行政共用データベースシステム利用契約書」のとおり

の契約を締結する。当該契約書において次の事項を規定する。

(ア) 個人情報の取扱いについて第2条第8項及び第11条に規定する。

(イ) 特に、第11条第2項の規定により、ICBA及び受託者（第2条第2項に規定する受託者）と「建築行政共用データベースシステムにおける個人情報の取扱いに関する業務委託契約書」のとおり業務委託契約を締結する。

(ウ) 「台帳・帳簿登録閲覧システム」の登録内容の利用については、第6条第3項により、他団体による閲覧、他団体からの照会ができないものとする。

また、技術的措置として、次の①～④の措置がとられる。

① 不正アクセスの排除に関する保護措置

建築指導課の職員には固有のユーザーIDとパスワードが付与され、次の措置がとられる。

- ・利用組織ごとにアクセス権限を制限
- ・外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置
- ・パスワードを画面に表示させない
- ・パスワードの誤入力が続く場合、当該ユーザーIDとパスワードではアクセス不可能となる

② 総合管理センターの運営に関する保護措置

- ・登録者以外の入退出拒否と入退出記録簿による入退出管理
- ・サーバ運転状況の常時監視

③ 他の利用者のデータに対する参照制限方法

全てのデータには利用者組織のIDがふられているため、利用者が参照できるデータは利用者組織のIDを持つデータのみとなる。

④ LGWANを利用することで高い通信機密性が確保されている。

エ 日常的な処理体制

建築指導課の職員は「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。また、利用契約書の利用規約第3条の規定により、パスワードの運用を適正に行う。

ICBAでは「情報セキュリティ基本方針」を策定し、管理体制、従業員の義務、情報セキュリティ対策、監査の実施等について規定し、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上